

地域資源活用分科会について

平成28年10月17日
事 務 局

「地域IoT実装推進タスクフォース」について

目的

- IoT、ビッグデータ、AI等は、地域の住民・行政・企業のデータ利活用による住民サービスの充実、地域における新たなビジネス・雇用の創出等のメリットを実現し、地域の課題解決を図るための効率的・効果的なツールとして強く期待されている。
- IoT等の本格的な実用化の時代を迎え、これまでの実証等の成果の横展開を強力、かつ、迅速に推進するとともに、その進捗状況及び明らかになった課題を把握し、必要な対応策を講じることにより、日本全国の地域の隅々まで波及させるため、「地域IoT実装推進タスクフォース」を本年9月より開催。

会合の構成

地域IoT実装推進 タスクフォース

座長:須藤修 東京大学大学院
情報学環教授

(主な役割)

2020年までの地域IoTの普及に向け、主に、以下の事項について提言・助言を行う。

- 地域IoTを全国に横展開するための「地域IoT推進ロードマップ」の策定
- 「地域IoT実装推進ロードマップ」の実現に向けた推進方策
- 新たな課題等への対応

人材・リテラシー分科会

主査:森川博之 東京大学先端科学技術研究センター教授

- 地域のICT人材の共有・育成やリテラシー向上に関する推進策等

地域資源活用分科会

主査:谷川史郎 (株)野村総合研究所理事長

- 地域資源活用の取組に関する推進策等
(地域におけるデータの利活用、シェアリングエコノミー等)

地域資源活用分科会について

- 海外において取組が進んでいる官民連携による地域のデータの積極的な活用や地域の遊休資産等を有効に活用するシェアリングエコノミー等は、地域の雇用・新産業創出や住民サービス向上等、地域が抱える課題解決の手法を大きく変革する可能性を有しており、我が国でもその取り組みを推進する必要があるため、その推進策等について検討を行う。

<主査>

谷川 史郎(株式会社野村総合研究所 理事長)

<主な検討課題>

- ✓ 地方自治体におけるデータ利活用及び民間サービスとの連携の動向と推進策
- ✓ オープンデータの利活用による地方創生の可能性と推進策
- ✓ シェアリングエコノミーの動向と必要となる環境整備 等

<IoT時代における新たな取組の例>

官民連携による地域データ利活用

〔海外のオープンデータ活用事例〕

地下鉄のリアルタイムな位置情報を地図上に表示



飲食店ガイドに保健衛生検査結果を表示



シェアリングエコノミー

シェア×空間

ホームシェア・農地・駐車場・会議室

シェア×モノ

プリマ・レンタルサービス

シェア×移動

カーシェア・ライドシェア・コストシェア

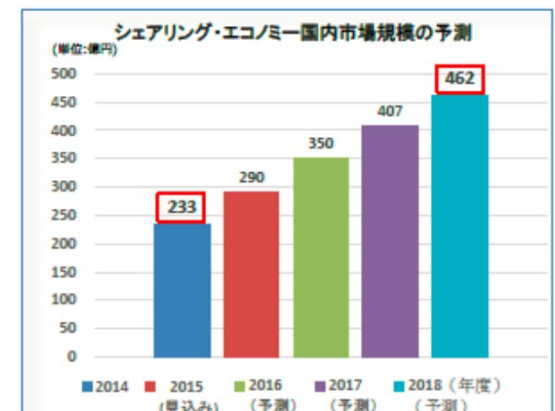
シェア×スキル

家事代行・介護・育児・知識・料理

シェア×お金

クラウドファンディング

〔主な分類〕



(出典)内閣官房IT総合戦略室資料

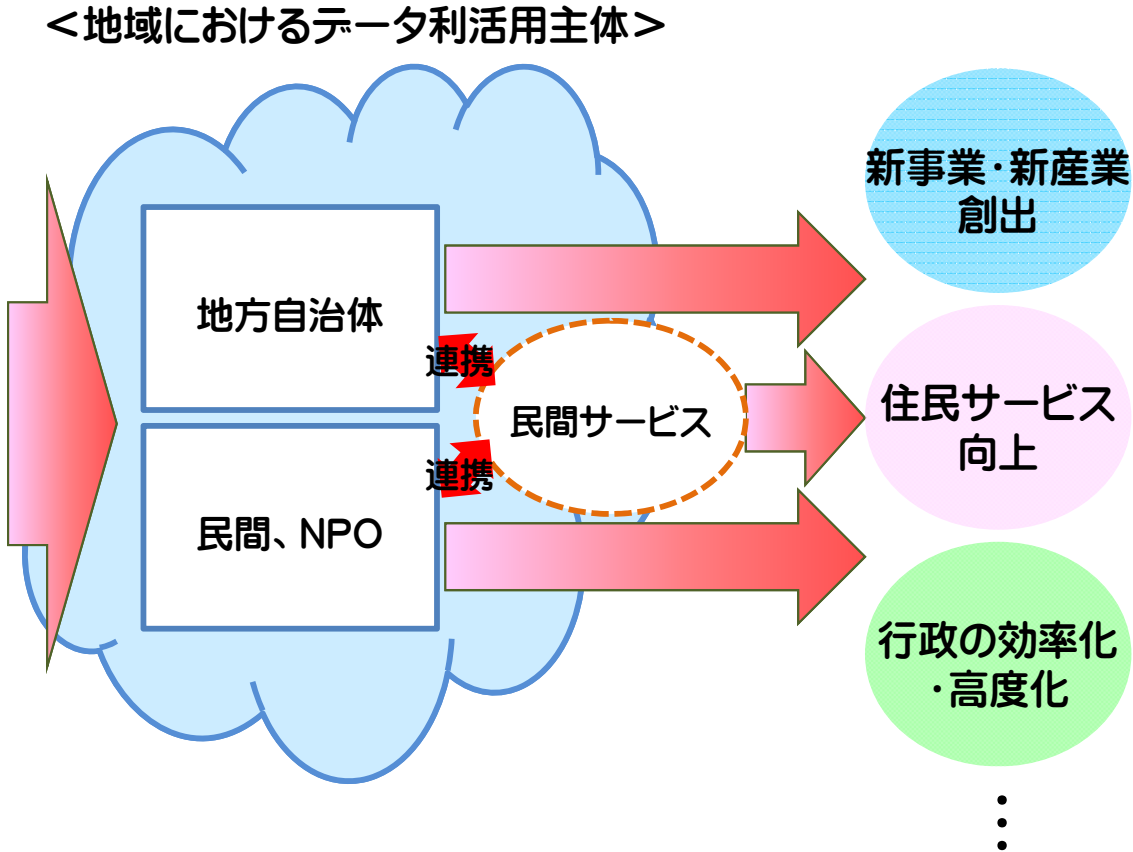
● 民間サービスとの連携も含め、地方自治体自身によるデータの利活用及びデータの公開(オープンデータ化)や、民間、NPO等におけるオープンデータの利活用は、地域の雇用・新産業創出や住民サービス向上等、地域が抱える課題解決の手法を大きく変革する可能性。

自治体保有データ

- ✓ 個人・住民情報
- ✓ 財務会計情報
- ✓ 交通情報
- ✓ 防災・保安・安全情報
- ✓ 行政サービス
- ✓ 公共施設情報 等
- ✓ 医療・介護情報
- ✓ 画像・地図・土地・地下
- ✓ 都市計画・建築情報
- ✓ 統計・調査
- ✓ 観光情報

民間保有データ

- ✓ 交通情報
- ✓ 位置情報
- ✓ 気象情報
- ✓ 店舗情報
- ✓ ソーシャルデータ
- ✓ 金融情報 等



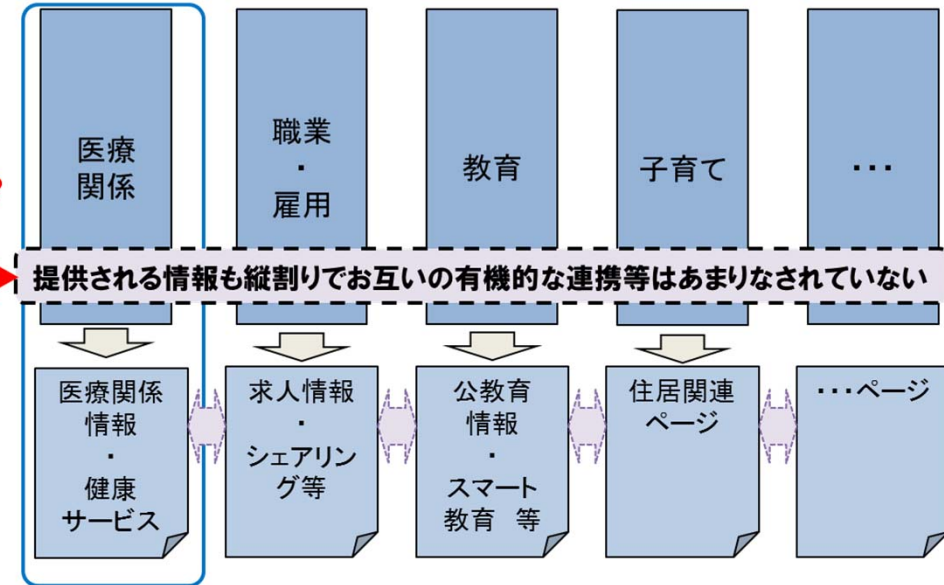
- 地方自治体においては分野別のICT利活用は進みつつあるが、組織間の情報連携が必要となる分野横断的なICT利活用は進んでいない。

「地域IoT実装推進タスクフォース」第1回（平成28年9月29日） 谷川構成員提出資料（抜粋）

縦割りであるために、自治体においては業務効率化以上のICTの利活用が進まない

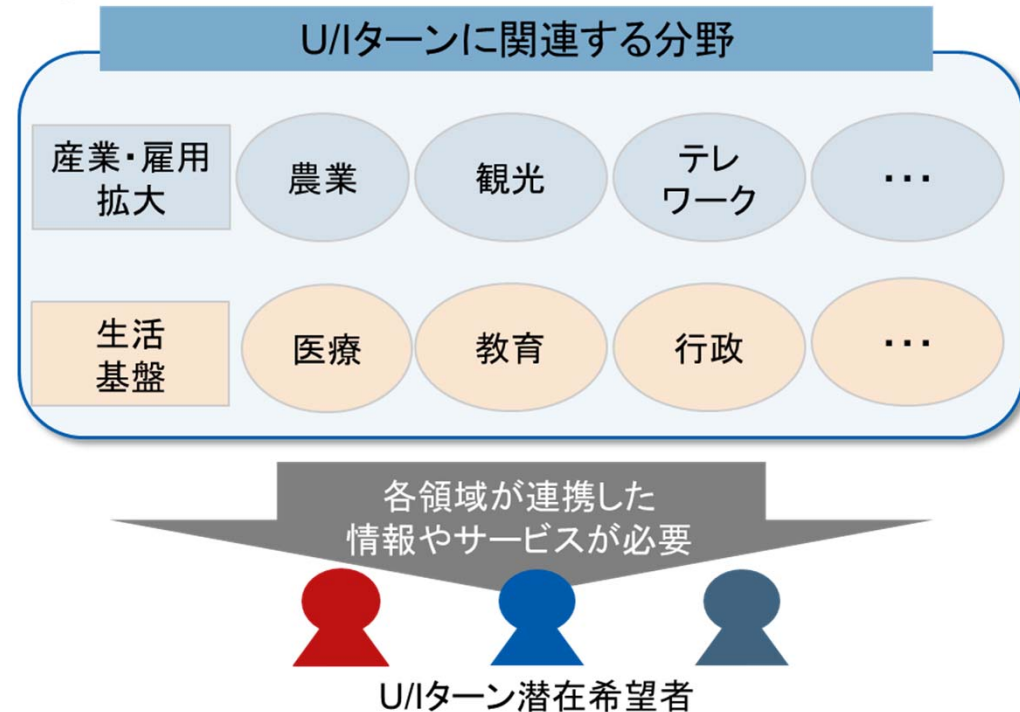
- 縦割りであることから、各分野間のデータや情報の連携による新たなサービスの創出等が起きづらい。

縦割りの行政



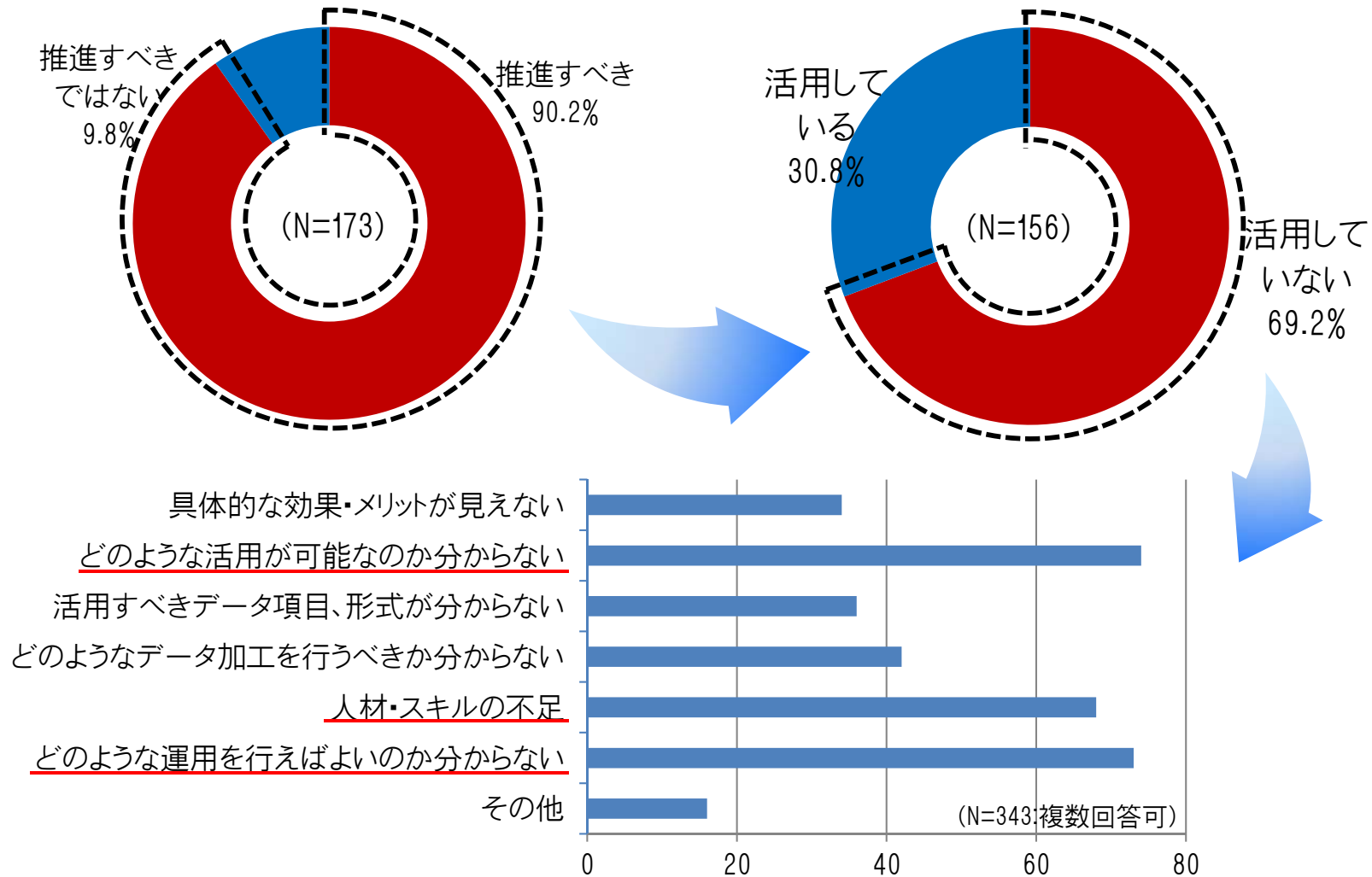
横連携を促す上では、例えば「U/Iターン」のような多様な分野が関連する領域を自治体に推進してもらうことが必要ではないか

- 地域におけるニーズがあり、かつ多様な分野関連する領域を設定することで、プレイヤー間・自治体の各組織間の横連携が促進される



- 地方自治体の様々な分野の業務においてICT化が進み、多種多様なデータが生成されてきているにもかかわらず、住民に係る情報を含むデータについては、住民サービスの向上等に十分に活用されていないのが現状。

地方自治体における住民に係る情報の活用の推進について意向と活用状況



- 近年、地方自治体と民間事業者が協定を締結し、防災や子育て支援といった情報配信などについて連携することで、地域課題の解決に取り組む事例が増加。

福岡市 × Yahoo! JAPAN

福岡市における地域共働事業に関する協定書 (平成28年1月18日公表)

【協定内容】

(1) スタートアップ支援・デジタル人材の育成に関する事項

- ✓ 福岡市のスタートアップのさらなる活性化に向けて協働
- ✓ ECを活用できる人材育成の支援
- ✓ 大学、専門学校などを対象に、クラウドコンピューティングサービスの無償提供や、データセンター・クラウド技術についての講義などを提供

(2) 市政情報等の発信に関する事項

- ✓ 「Yahoo!検索」のビックデータを活用した市政情報発信の充実・強化
- ✓ インターネットを活用した情報発信に関するノウハウ等を、研修等を通じて福岡市職員に提供

(3) 防災・災害対策に関する事項

- ✓ 「Yahoo!防災速報」アプリにおける福岡市の独自情報配信など、さらなる防災・災害対策の取り組みを進める

(4) 電子自治体の推進に関する事項

- ✓ インターネットを通じた効果的・効率的な行政運営につながるような取り組みを進める

(5) その他市民サービスの向上及び地域活性化に関する事項

(出典)ヤフー株式会社プレスリリース

渋谷区 × LINE

シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定 (平成28年8月3日公表)

- 例えば、LINEを使った行政サービスとして、妊婦の方向けに出産予定日や胎児の週数に応じて必要な検診をLINEで通知したり、自宅からLINEを通じて気軽に行政サービスに関する相談が出来たり、といった環境作りを目指す

【協定内容】

1) ソーシャルメディアコミュニケーション領域

- ✓ LINEを使った様々な行政サービスを目指す

2) リテラシー教育領域

- ✓ 区内の小中学校に向けた様々なリテラシー教育の実施を目指す

3) 電子商取引領域

- ✓ 様々なサービスをオンライン上で予約・支払いできるキャッシュレスな環境の実現を目指す

4) シェアリングエコノミーサービス領域

- ✓ 様々なシェアリングサービスの実現を目指す

5) 区役所職員のワークスタイル

- ✓ 区役所職員のワークスタイルの改革に協力

6) 人的交流

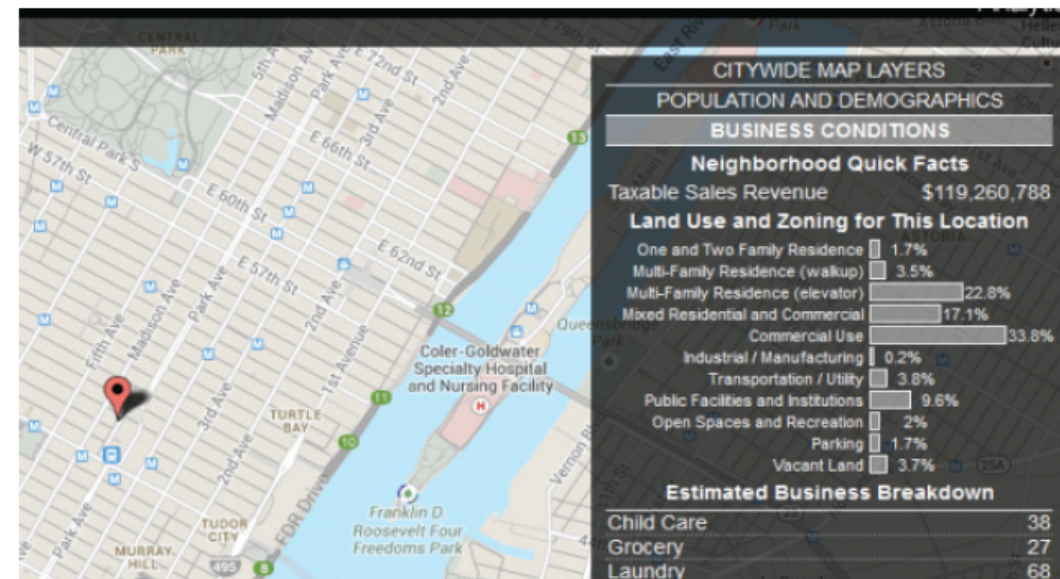
- ✓ 両者の人材開発や研修プログラムによる交流を目指す

(出典)LINE株式会社プレスリリース

- 2012年に「オープンデータ条例」を制定するとともに、2013年には**市長直下のデータ分析室 (MODA) を設置**。
- MODAが中心となり、ニューヨーク市の様々な**組織間のデータ共有と相互運用を可能とするプラットフォーム「Data Bridge」を設置**。市庁舎内外の機関が保有する**50以上のデータベースからデータを自動的に収集・集約**。各機関がアクセスしてデータ利用を行うことが可能となり、市庁内におけるデータ利活用の取組が大きく進展。
- また、「**New York's Open Data Portal**」を開設。市の総合電話相談サービス(311)の相談記録データ、財政局の不動産登記記録、地区別の電力消費量など**12,000以上のデータセットを公開**。
- さらに、「分析による中小企業の成長駆動」を目的として「**NYC Business Atlas**」を開設。多様な情報源から収集したデータをMODAが掛け合わせて分析した結果を地図上で可視化。各企業・個人がアクセス可能で、事業展開に活用。

中小企業支援への活用 NYC Business Atlas

- 国勢調査による人口統計データ、年齢別人口分布、建設局や都市計画局の保有する許認可記録、財務局の売上税情報など自治体保有のデータ、交通データなど民間保有のデータなどを収集、公開。
- また、MODAが各種データを組み合わせて分析した結果を地図上で可視化。
- 企業等が新規ビジネスの開業や既存事業の横展開をするに当たっての場所の決定等に活用。



(出典) NYC Business Atlas

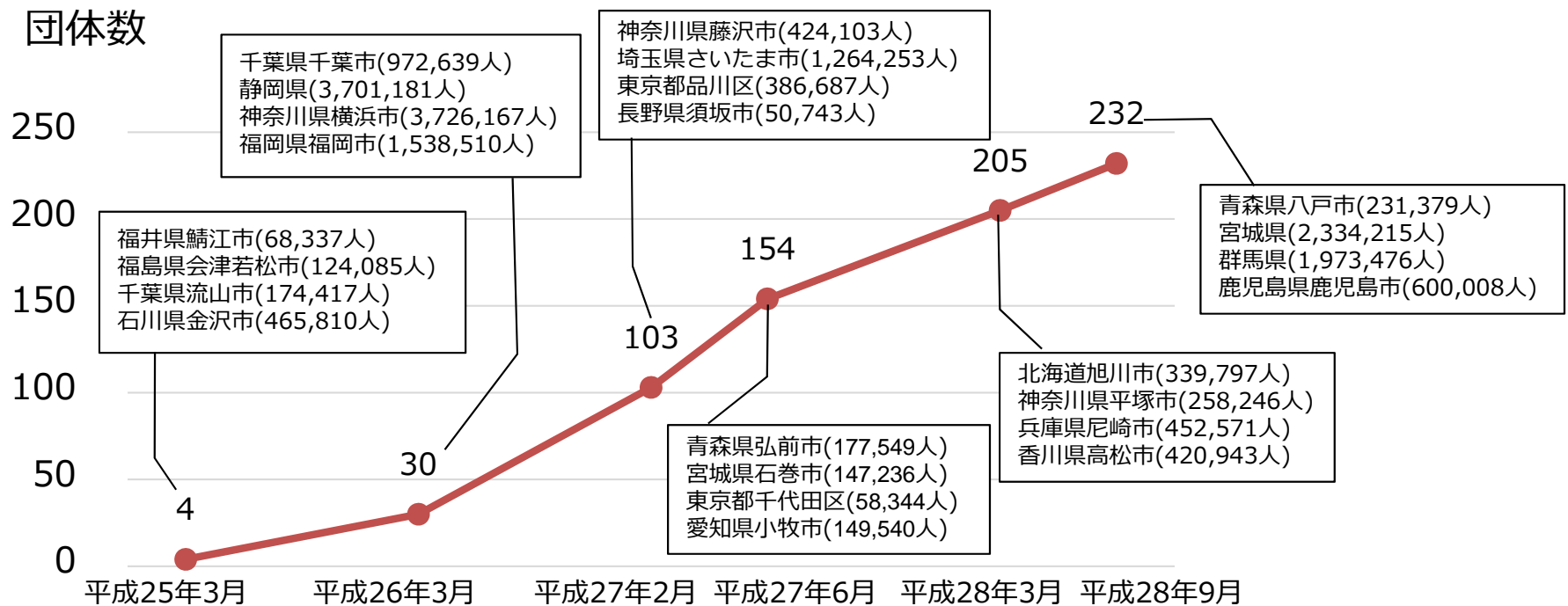
オープンデータに取り組む地方公共団体の推移

- オープンデータに取り組む地方公共団体は着実に増加しているものの、その取組済み団体数は232に留まっている。

確認時期	取組済み団体数 ※1	取組済み基礎自治体 の合計人口 ※2	備考
平成25年3月	4	832,649	
平成26年3月	30	13,707,356	
平成27年2月	103	28,630,967	「地方公共団体オープンデータガイドライン」公表
平成27年6月	154	37,607,306	「新たなオープンデータの展開に向けて」公表
平成28年3月	205	50,859,261	
平成28年9月	232	55,978,860	

※1：保有する公共データを、国民や企業などの利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開している地方公共団体
 ※2：47都道府県、1741市区町村、計1788団体を対象。上記の取組済み基礎自治体の人口カバー率に都道府県は含まない

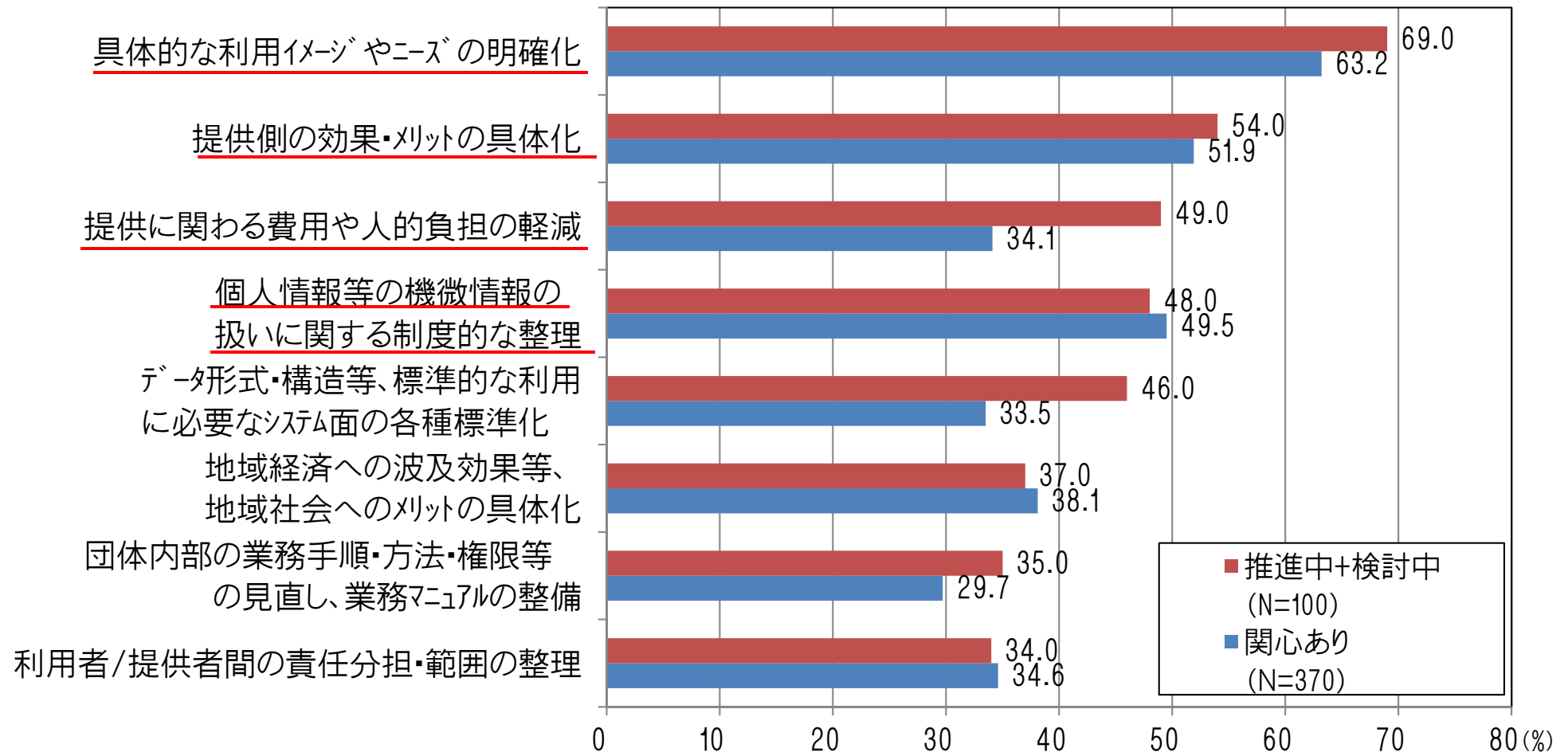
各時期における取組開始地方公共団体の例と当該団体の人口



(出典)内閣官房IT総合戦略室「データ流通環境整備検討会」第1回資料(平成28年9月)を基に作成

- 地方自治体では、統計情報や施設・観光に関する情報などのオープンデータ化は進みつつあるが、オープンデータの具体的な利用イメージや効果が見えない等の声も挙がっている。

【地方自治体におけるオープンデータの取組を進める上での課題】



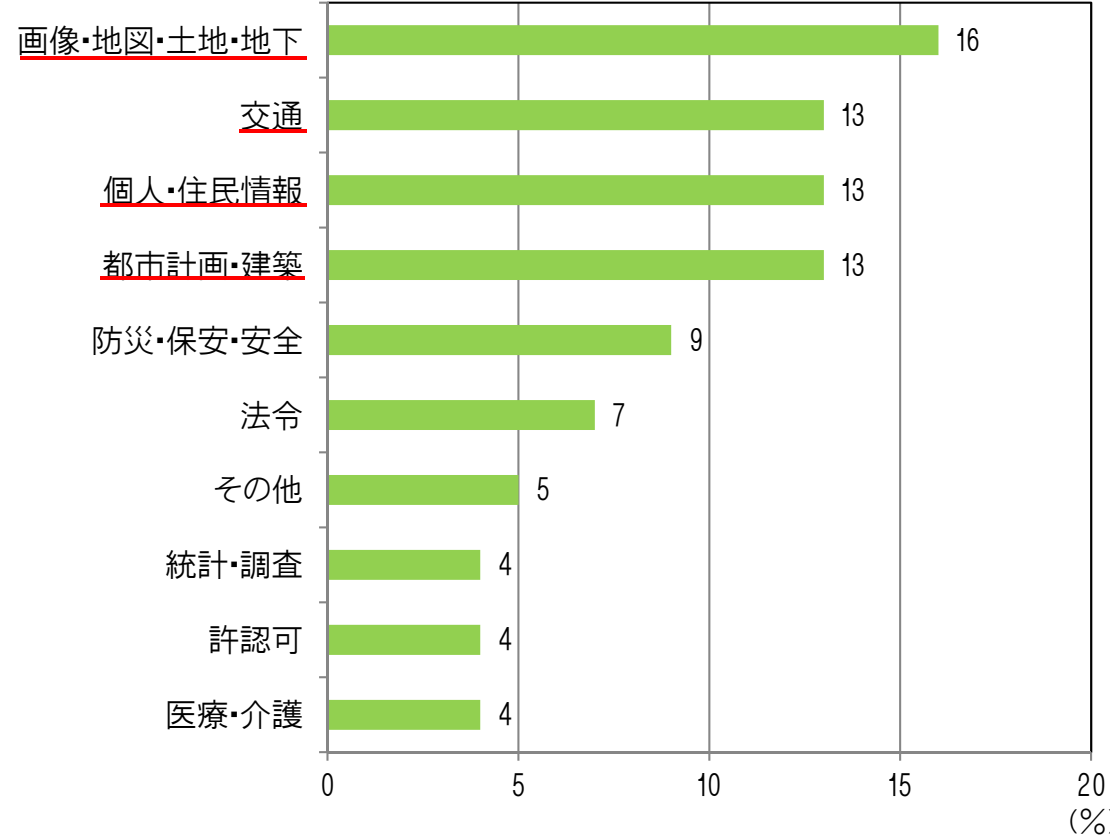
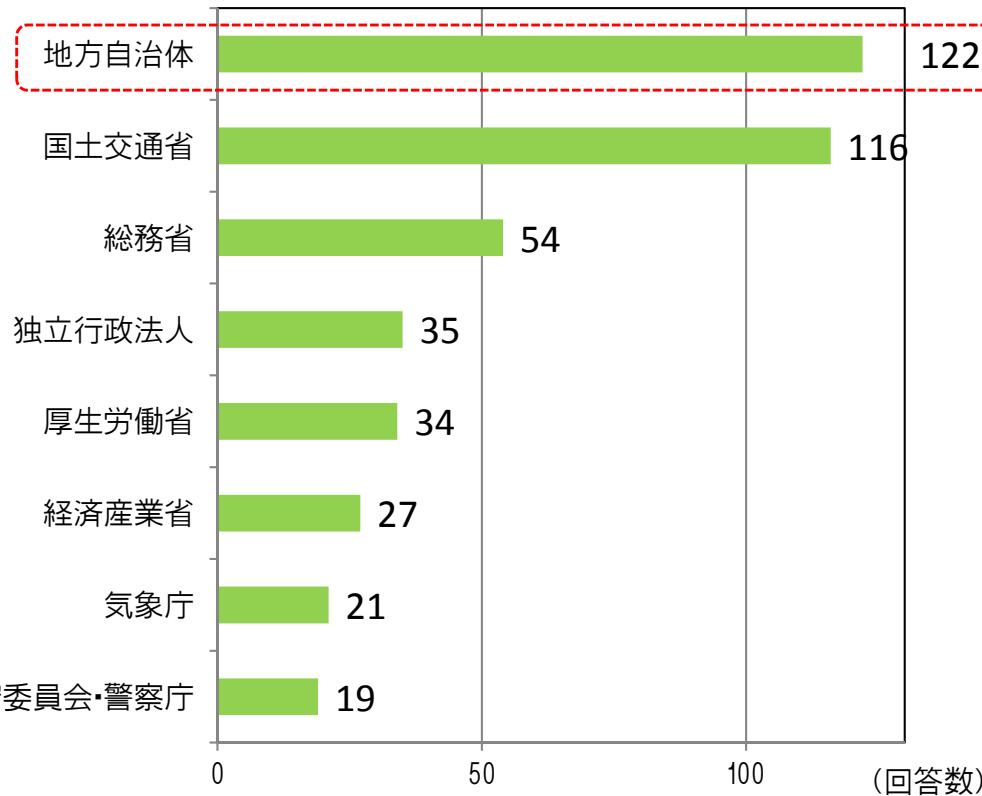
※オープンデータの取組を推進している、推進する方向で検討している、関心がある自治体による回答

(出典)総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成26年)

- データを利用する側である民間企業においても、行政機関が保有する公共データの産業利用に対するニーズは高く、保有機関別に見ると、地方自治体が持つデータへの利用ニーズが最も高い。
- また、地方自治体に対して利用要望が多いデータについては、画像・地図・土地・地下に関するデータ(地下・地質データ、国土地図・画像データ等)、交通に関するデータ(交通量、道路台帳等)に次いで、個人・住民情報(住民票、戸籍・附票、所得情報、固定資産課税台帳等)などが上位を占めている。

【ニーズが高い公共データの保有機関】

【地方公共団体に対する利用要望が多いデータ】



(出典) 日本経済団体連合会「公共データの産業利用に関する調査結果」(平成25年)

- オープンデータの公開側・利用側のためのガイド等を策定・改訂し、VLED((一社)オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構)から公開。

オープンデータガイド

オープンデータガイド (利活用編)

オープンデータ利活用 ビジネス事例集

第1版 (2014.07.31)
第2版 (2015.07.30)
第2.1版 (2016.06.22)

オープンデータガイド

～オープンデータのためのルール・技術の手引き～

第 2.1 版



2016年6月22日

一般社団法人

オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

第1版 (2016.06.22)

オープンデータガイド (利活用編)

～シナリオに基づくケーススタディ～



2016年6月22日

一般社団法人

オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

第1版 (2015.12.01)

オープンデータ利活用 ビジネス事例集



2015年12月

一般社団法人

オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

国、自治体等がオープンデータを作成・整形・公開するに当たっての留意事項等を、「利用ルール」と「技術」の2つの観点からまとめたもの。

民間事業者等がオープンデータを利用する際に生じる技術・運用上の課題について整理し、留意点、技術的手法等の対応策をまとめたもの。

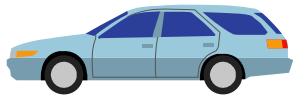
オープンデータを利用したビジネスの中から代表的な事例をまとめたもの。

〔先進自治体の横連携支援〕

データ形式等の共通化・デファクト化の促進

- （一部の先進自治体がオープン化に取り組んでいる）道路交通規制データや営業許可関連データ等について、他の複数の自治体との間でデータフォーマットやAPIの共通化を図り、デファクト化を促進。
（→ オープンデータ化を促す環境を整備）

道路交通規制データ



カーナビの精度向上
観光分野への応用

静岡市→全国の政令指定都市等

（APIを共通化し、リアルタイムで反映）

紐付け



《災害規制情報》
《工事規制情報》
《道路占有情報》等

営業許可関連データ



自治体保有の飲食店データの
フォーマットを共通化・デファクト化

福井県、静岡市→全国の都道府県等

飲食店サイト

飲食店サイト等に実装

〔官民双方にメリットのあるモデルの構築〕

オープンデータを活用した シティプロモーション

- 地域の医療・福祉施設、保育・教育施設に関する情報など、地方自治体が保有する街の魅力向上に関するデータを不動産情報サイトに掲載することにより、当該自治体への移住促進、訪問者の増加に寄与。
（→ 自治体、サイト運営企業の双方にメリット）

SUUMO
トップページ

4つのメリット

住みたい街（駅・行政区）を探してみよう

住みたい街（駅・行政区）を探してみよう

全国の住みたい街を探してみよう 住みたい街を全国から探してみよう！ あなたのぴったりの街が見つかるよ！

理想の街が見つかる？
ライフスタイル別の街選び！

全国の住みたい街（行政区）があるエリアを選んでください。

全国エリア

- 北海道
- 東北
- 九州・沖縄
- 中国
- 四国
- 関西
- 甲信越・北陸
- 関東
- 東海

飲食店サイト

飲食店サイト等に実装

【農家・農作物専門保険サービス(米国・Climate Corporation)】

- 国立気象サービスがリアルタイムに提供する地域ごとの気象データや、米国農務省が提供する過去60年間の収穫量・土壌情報等を活用して、地域や作物ごとの収穫被害発生確率を予測し、保険料を算定。

The collage illustrates the user experience on the Climate Corporation website. It includes the homepage with navigation for growers and agents, a 'Weather Risk Report' form where users input crop type, acreage, and APH, and a 'Grower Profiles' section. A video player shows a soil moisture tracker for winter wheat, highlighting a specific field (113 acres, Steele, MN) and a bar chart that shows that at 50% APH coverage, crop insurance protects only 5% of the expected profit, with a 75% uninsured loss versus a 25% insured loss.

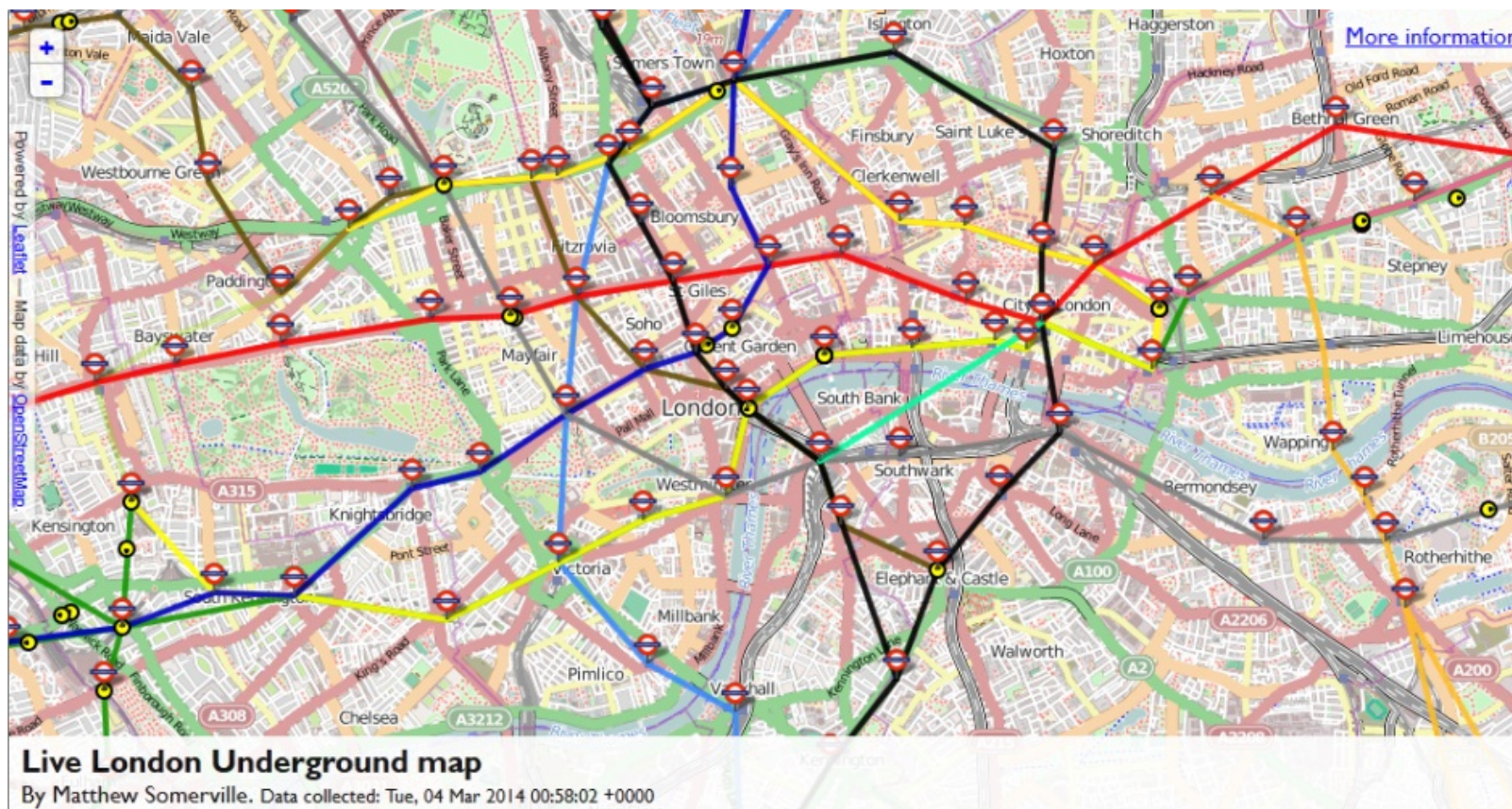
- 国立気象サービスがリアルタイムに提供する250万か所の気象測定データと、主要な気象予測モデルから得られる日々の気象予報のデータを、1,500億か所の土壌観察のデータと組み合わせることで処理。
- さらに、地域ごとの気象データに対して農地の標高や水域への近さなどの補正を加え、2.5平方マイル単位で雨量や気温をより正確に予測。

■ 収穫被害発生確率に基づいた公平な保険料の設定
■ Monsanto CompanyがClimate Corporationを約11億US\$で買収

【Live Train Map for the London Underground】

- ロンドンの地下鉄のリアルタイムな位置情報をグーグルマップ上に表示するサービス。
- ロンドン五輪を契機にロンドン市交通局から提供が開始された地下鉄のリアルタイム運行データを使用し、個人が提供。(ロンドン市交通局・地下鉄リアルタイム運行データを利用した時間の有効活用による経済効果試算:25億円～98億円※)

※From SHAKESPEARE REVIEW: “An Independent Review of Public Sector Information”, MAY 2013



シェアリングエコノミーについて

- シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。
- 代表的なサービスとして、住宅を活用した宿泊サービスを提供する民泊サービスが挙げられるほか、一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービス、個人の所有するモノを利用するサービスや、個人の専門的なスキルを空き時間に提供するサービス、空いている駐車スペースを利用するサービス等、様々なサービスが登場している。

<主なシェアリングエコノミーの分類と事業者>

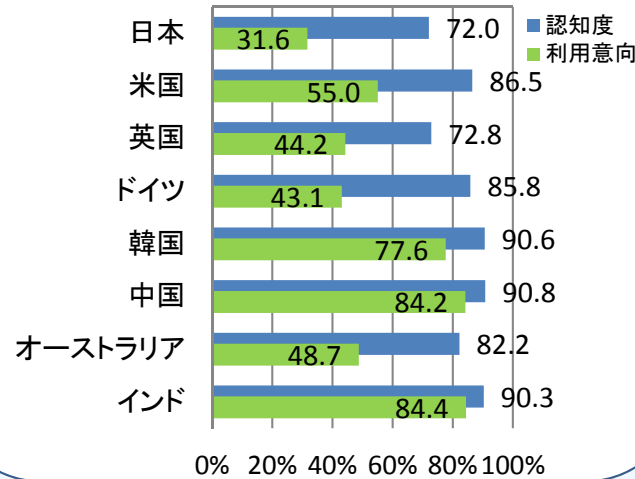


- 日本では、他国と比較して、シェアリングエコノミーサービスの認知度や利用意向が総じて低い。
- 認知度と利用意向が相関するため、認知度向上を通じた関連市場拡大の余地は大きいと考えられる。

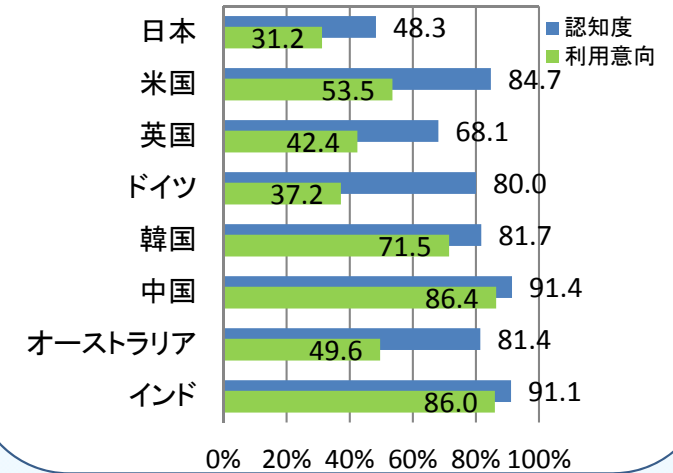
シェアリングエコノミーの 代表的サービスに関する 認知度・利用意向・利用率

(出典: H28年版情報通信白書)

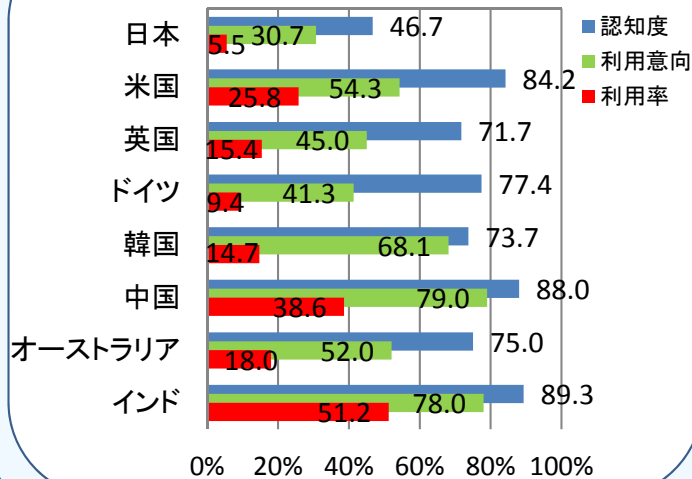
民泊サービスの認知度・利用意向 (2016年各国)



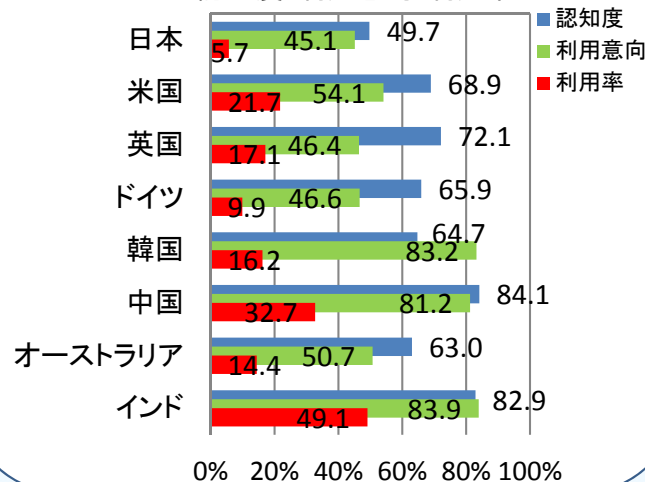
一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービスの認知度・利用意向 (2016年各国)



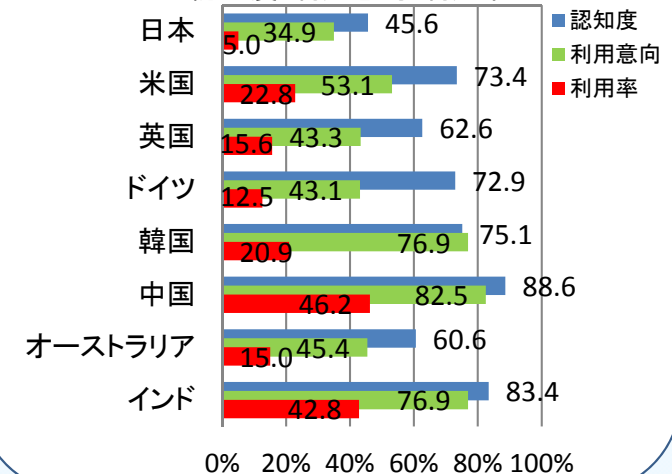
個人の家事等の仕事・労働のシェアサービスの認知度・利用意向・利用率



駐車スペースシェアサービスの認知度・利用意向・利用率



個人所有のモノのシェアサービスの認知度・利用意向・利用率



- 日本では、他国と比較して、シェアリングエコノミーサービスへの不安(事故・トラブル等)が強い。
- 関連市場拡大のためには、安全性・信頼性の確保による利用者の不安解消が必須と考えられる。

シェアリングエコノミーを利用したくない(又は利用意向はあるがデメリットと感じている)理由

(出典:H28年版情報通信白書)

民泊サービスのデメリット・利用したくない理由

(単位:%)

		企業が責任をもち提供するサービスの方が信頼できるから	利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから	事故やトラブル時の対応に不安があるから	サービスの内容や使い方がわかりにくいから	個人情報の事前登録などの手続がわずらわしいから	この中にはない	
日本2016年	利用意向なし	31.5	6.1	53.6	11.6	19.0	22.7	
	利用意向あり	25.7	15.4	44.1	11.1	18.3	16.2	
米国2016年	利用意向なし	33.8	9.6	32.5	7.0	5.4	45.1	
	利用意向あり	54.0	21.5	28.7	10.2	7.5	10.6	
英国2016年	利用意向なし	31.2	12.3	33.6	5.7	8.2	40.3	
	利用意向あり	38.7	31.1	28.6	8.4	5.1	10.7	
ドイツ2016年	利用意向なし	21.0	5.8	31.7	4.7	9.0	40.7	
	利用意向あり	21.3	19.2	30.0	7.2	7.0	26.2	
韓国2016年	利用意向なし	27.9	22.8	55.9	15.2	21.6	12.4	
	利用意向あり	36.7	30.7	36.2	16.5	12.8	7.0	
中国2016年	利用意向なし	12.2	24.2	45.0	12.7	20.7	22.9	
	利用意向あり	41.8	20.1	26.2	14.0	14.7	10.8	
オーストラリア2016年	利用意向なし	38.8	12.6	35.1	7.5	10.9	33.1	
	利用意向あり	38.3	27.0	33.7	10.7	8.2	12.3	
インド2016年	利用意向なし	27.4	12.7	22.6	14.3	15.6	36.7	
	利用意向あり	55.4	28.3	18.4	10.7	7.1	4.3	

一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービスのデメリット・利用したくない理由

(単位:%)

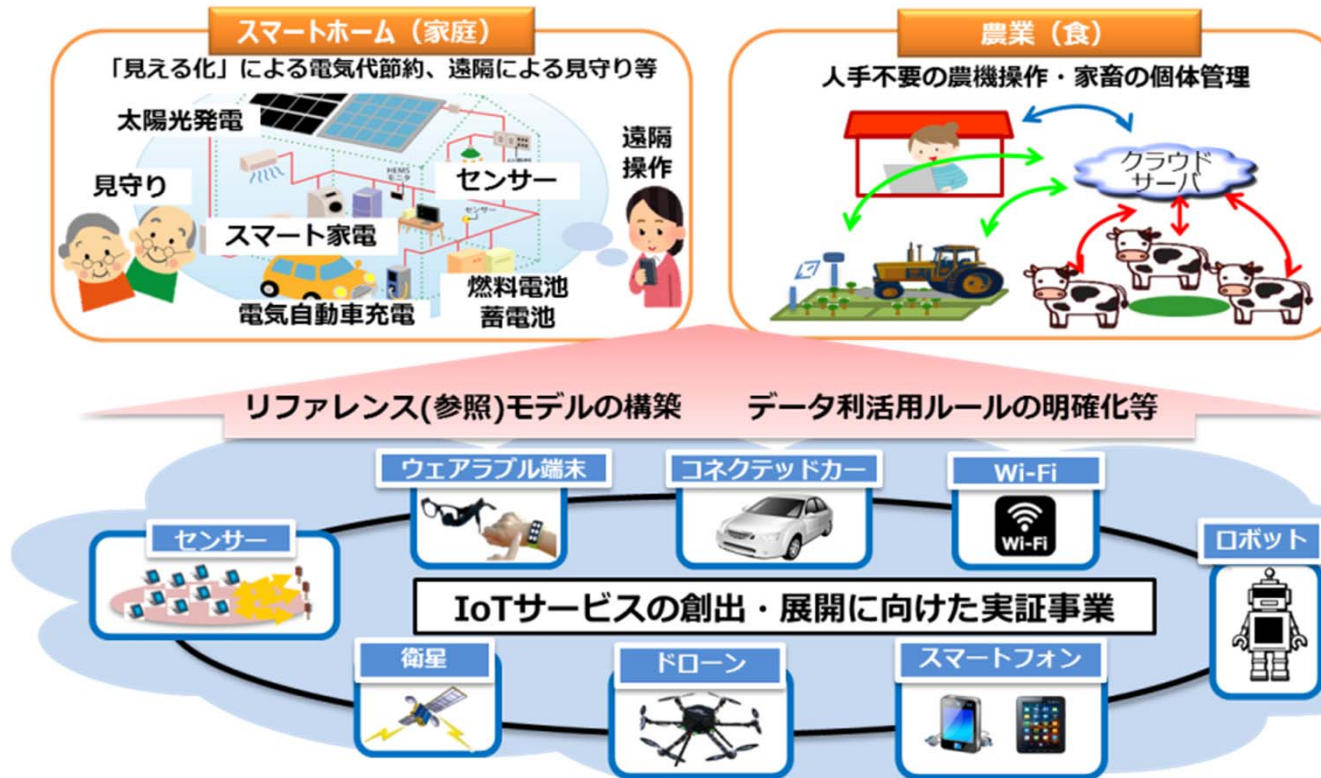
		企業が責任をもち提供するサービスの方が信頼できるから	利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから	事故やトラブル時の対応に不安があるから	サービスの内容や使い方がわかりにくいから	個人情報の事前登録などの手続がわずらわしいから	この中にはない	
日本2016年	利用意向なし	25.4	5.3	54.8	10.3	14.6	24.6	
	利用意向あり	16.2	17.5	45.7	11.5	14.7	15.9	
米国2016年	利用意向なし	30.5	10.7	37.4	8.3	7.1	40.5	
	利用意向あり	38.2	28.4	30.7	9.4	6.7	10.7	
英国2016年	利用意向なし	29.9	13.2	32.6	7.1	8.0	39.1	
	利用意向あり	25.2	33.3	29.9	10.8	5.1	12.4	
ドイツ2016年	利用意向なし	17.6	5.2	35.1	5.7	6.1	41.1	
	利用意向あり	18.5	17.5	33.4	6.7	6.8	26.9	
韓国2016年	利用意向なし	22.2	19.7	60.3	14.0	13.2	14.2	
	利用意向あり	24.5	29.0	46.1	18.0	11.9	5.8	
中国2016年	利用意向なし	6.5	17.9	45.5	7.5	16.3	28.8	
	利用意向あり	25.3	33.3	35.8	12.0	12.4	10.1	
オーストラリア2016年	利用意向なし	35.7	10.5	37.5	8.3	8.6	32.6	
	利用意向あり	30.0	24.6	37.1	10.9	6.3	15.1	
インド2016年	利用意向なし	20.2	15.5	24.4	7.8	8.3	39.3	
	利用意向あり	35.1	39.1	25.6	12.3	5.0	4.9	

- 「IoTサービス創出支援事業」の対象分野にシェアリングエコノミーを設定。公募による実証を通じ、自治体との連携によるルール・ガイドライン等の整備を支援する予定。

「IoTサービス創出支援事業」の概要

- 第4次産業革命の実現に向け、IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題を特定し、その課題の解決に資するリファレンス(参照)モデルを構築するとともに、必要なルール整備等につなげる。
- 具体的には、地方自治体、大学、ユーザ企業等から構成される地域の主体が、①家庭(スマートホーム)、②防災、③放送、④医療、⑤教育、⑥農業、⑦小売、⑧**シェアリングエコノミー**といった生活に身近な分野における新たなIoTサービスの実証事業に取り組み、当該サービスの創出・展開に当たって克服すべき課題を特定し、その課題の解決に資する先行的なリファレンスモデルを構築するとともに、データ利活用を促進するために必要なルールの明確化等を行う。

事業イメージ



シェアエコ事業者と連携して住民サービスを提供する自治体を支援

(参考)

「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

- ✓ 課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」(平成28年5月20日IT総合戦略本部決定)に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。(中略)あわせて、地方公共団体における地域特性等も踏まえた自主的な取組や、民間企業等による防災等の協調的な分野での取組を促進する。

世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定(改訂))

II - 2 - (3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ2.0)

【取組の目的】

- ✓ データ流通基盤の整備や、データ流通の円滑化と利活用の促進の取組と併せて、国・地方公共団体・民間事業者等が保有するデータを社会全体で共有し、活用するための課題解決型オープンデータの推進の具体的な実現を図る。

【主な取組内容】

- ✓ 地方公共団体におけるオープンデータの取組について、防災などの地域を跨いだ共通的な分野とともに、各々の地域特性に応じたオープンデータの取組も併行して促す取組を推進。

オープンデータ2.0(平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

今後の取組においては、…(略)…課題解決型オープンデータの推進の具体的な「実現」を目指し、これまでの取組を更に強化させていくことが必要である。

なお、課題の解決に当たっては、オープンデータのみで全てが解決するものではなく、オープンデータと企業等が保有するデータ等の組み合わせによる更に付加価値の高いデータの利活用によるところも大きいと考えられる…(略)

1. オープンデータの更なる深化

- ① 政策課題を踏まえた強化分野を設定することにより、当該分野の公開を推進し、利用者が課題の気付き・解決に取り組む中で、別のデータ公開のニーズ等が生まれ、更なるオープンデータ化が進むオープンデータサイクルを促進
- ② 国及び地方公共団体におけるオープンデータの取組を進めるとともに、民間企業等におけるオープンデータの取組についても一定の範囲内で協力を依頼(競争領域ではなく、協調的な領域)
- ③ 地方公共団体における取組においては、防災等の地域を跨いだ共通的な分野における取組とともに、各々の地域特性に応じた自主的な取組も併行して促進

2. 強化分野の設定

3. 地方及び海外への横展開

(1) 地方への横展開

地方公共団体の取組においても、強化分野を含め、防災等の地域を跨いだ共通的な分野については、地方公共団体間のデータ連携や、データ形式の標準化等も検討しつつ推進する。

4. 今後の進め方

- (2) データ連携に関する標準化・政府カタログサイトの機能拡充、オープンデータの普及啓発・人材育成
異なるデータベース間でのデータ連携に関する標準化や、誰にでも使いやすいインターフェースについて検討する。

データ利活用(オープンデータ)に関する政府全体の取組

平成24年7月	電子行政オープンデータ戦略 (IT総合戦略本部決定)	
平成24年12月～	IT総合戦略本部「電子行政オープンデータ実務者会議」 主査:村井純(慶應義塾大学環境情報学部教授)	<ul style="list-style-type: none"> ◎オープンデータ技術に係る検討 ◎オープンデータの利用ルール、普及方策に係る検討
平成25年6月	世界最先端IT国家創造宣言 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ◎2014年度(平成26年度)及び2015年度(平成27年度)の2年間を集中取組期間と位置づけ ◎データカタログサイト(試行版)の立ち上げ(平成25年秋まで) ◎2015年度(平成27年度)中に世界最高水準の公開内容(データセット1万以上)を実現(目標) 等
	日本再興戦略-JAPAN is BACK- (閣議決定)	
平成26年6月	世界最先端IT国家創造宣言 (閣議決定(改定))	<ul style="list-style-type: none"> ◎《KPI》「2015年度中に、世界最高水準の公共データの公開内容(データセット1万以上)を実現」 ⇒ データカタログサイト(試行版)においてデータセット1万以上を達成 ◎2014年度からデータカタログサイトの本格運用を開始し、民間のニーズ等を踏まえ、掲載データを充実
	「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- (閣議決定)	
平成27年6月	世界最先端IT国家創造宣言 (閣議決定(改定))	◎政府全体の取組の加速化を図るため、「新たなオープンデータの展開に向けて」を決定
	「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命- (閣議決定)	
平成28年5月	世界最先端IT国家創造宣言 (閣議決定(改定))	◎我が国の政策分野を踏まえた強化分野(1億総活躍と東京オリパラ)を設定
	「オープンデータ2.0」 (高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)	
平成28年6月	「日本再興戦略」改定2016-第4次産業革命に向けて- (閣議決定)	

「日本再興戦略」改訂2016—第4次産業革命に向けて—(平成28年6月2日閣議決定)

I. 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

①規則・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【個別プロジェクトの実行実現】

<CtoCのビジネス領域関連:シェアリングエコノミーの推進>

- ✓ ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目途に必要な措置を取りまとめる。その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を踏まえ、必要に応じて既存法令との関係整理等を検討する。

世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定(改訂))

II-2-(2) データ流通の円滑化と利活用の促進

【主な取組内容】(新たなサービスへの対応)

- ✓ データ流通の円滑化による新たな経済活動である、遊休資産等を活用したシェアリングエコノミーサービスの健全な発展を支援するため、民間団体等による自主的なルール整備をはじめ、新ビジネス創出を促進する観点から必要な措置を検討。

ITの利活用に関する制度整備検討会 第Ⅰ期検討会(平成27年10月末～12月中旬)

- ✓ 民泊を含む仲介事業者に対するルール整備等に関する基本的方向性について検討
- ✓ 平成27年12月11日に中間整理とりまとめを公表し、意見募集を実施

ITの利活用に関する制度整備検討会 第Ⅱ期検討会(平成28年2月下旬～5月中旬)

- ✓ 第Ⅰ期の中間整理及びその意見募集結果を踏まえ、さらに検討
- ✓ 平成28年5月20日に第Ⅱ期中間整理をとりまとめ

世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定(改訂))

「日本再興戦略」改訂2016—第4次産業革命に向けて—(平成28年6月2日閣議決定)

シェアリングエコノミー検討会議(平成28年7月上旬～) ※現在、第6回会合(10月4日)まで開催

(目的)

- ✓ シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、内閣官房IT総合戦略室長の下に、シェアリングエコノミー検討会議を開催

(検討事項)

- ① シェアリングエコノミーに関する自主的ルールの策定
 - ・ 本人確認、提供サービスの内容の適正な表示、相互評価システムの適正な運用、苦情対応等の相談窓口の設置、損害賠償措置の確認、情報を適切に管理するための安全管理措置 等
- ② シェアリングエコノミーの振興策 (※必要に応じて、法令との関係において整理すべき事項の検討を含む。)

個人情報保護制度の体系

民間分野

事業分野ごとのガイドライン（主務大臣制）（*5）

A分野
ガイドライン
（〇〇省）

B分野
ガイドライン
（××省）

C分野
ガイドライン
（△△省）

D分野
ガイドライン
（※※省）

E分野
ガイドライン
（☆☆省）

個人情報保護法（*1）

（4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等）
（対象：民間事業者）

個人情報保護法（*1）

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

公的分野

行政機関
個人情報
保護法
（*2）

（対象：
国の行政機関）

独立行政法人
個人情報
保護法
（*3）

（対象：
独立行政法人等）

個人情報
保護条例
（*4）

（対象：
地方公共団体等）

（*1）個人情報の保護に関する法律

（*2）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（*3）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

（*4）個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

（*5）この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。

1. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

個人情報保護委員会

(H28.1.1施行時点)
第50条～第65条

(全面施行時点)
第40条～第44条、
第59条～第74条

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）

2. 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義の明確化

第2条第1項、第2項

特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。

要配慮個人情報

第2条第3項

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。

3. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

匿名加工情報

第2条第9項、第10項、
第36条～第39条

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

個人情報保護指針

第53条

個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

4. 個人情報の取扱いのグローバル化

<p>国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供 第75条、第78条</p>	<p>日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。</p>
<p>外国事業者への第三者提供 第24条</p>	<p>個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。</p>

5. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

<p>トレーサビリティの確保 第25条、第26条</p>	<p>受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。</p>
<p>データベース提供罪 第83条</p>	<p>個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。</p>

6. その他改正事項

<p>オプトアウト規定の厳格化 第23条第2項～第4項</p>	<p>オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。</p>
<p>利用目的の制限の緩和 第15条第2項</p>	<p>個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。</p>
<p>小規模取扱事業者への対応 第2条第5項</p>	<p>取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。</p>